

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について

行動計画

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

①目標：子育てを行う労働者のニーズに応えた勤務制度を拡充する。

<目標を達成するための対策>

ア) 育児短時間勤務制度（現行専任職員を対象）の対象者を拡大する。

イ) 育児短時間勤務制度を規程化する。

②目標：計画期間内に、育児休業の取得状況を継続して次の水準以上とする。

男性労働者 大学教員、中学・高等学校教員、職員各1名以上

女性労働者 取得率80%を維持すること

<目標を達成するための対策>

ア) 育児に関する諸制度に関して、ホームページを整備し、育児に関する法律や学内の諸制度の周知を強化し、制度利用に対する理解を深め、利便性を向上させる。

イ) 出産、育児休業、職場復帰を経験した教職員の情報交換会の開催する。

ウ) 教職員のニーズの把握をし、女性のみならず男性教職員の育児関連制度の利用率の向上を検討する。

③目標：育児休業中の労働者の職業能力開発及び向上等

<目標を達成するための対策>

ア) 育児休業中の労働者に対して、当該労働者の職業能力の開発及び向上のための自己啓発援助策として通信研修補助制度を積極的に周知する。

④目標：子育て支援サービスの費用援助措置の実施

<目標を達成するための対策>

ア) 現行の育児支援サービス利用補助制度を継続し、ホームページ等でわかりやすく周知し、更なる利便性の向上のための検討を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

①目標：ワークライフバランスに関する理解醸成を進め、法定外勤務をしない風土づくりに努める。

<目標を達成するための対策>

ア) 職場における適切なコミュニケーションを促進し、一体感をもって仕事を進める体制づくりの実現を図る。

イ) 職員については、36協定の運用等を通じ、超過勤務を5年間で10%以上削減する。

(3) 計画期間は2016年4月1日から2021年3月31日の5年間とする。

以上